平成２３年（フ）第５６８号
愛知県豊田市神田町１丁目５番地１　豊田神田町コーポラス501号、旧住所愛知県豊田市美里２丁目31番地18
債務者　松下美津子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６６７号
東京都昭島市中神町1299番地高崎ハイツ337号
債務者　美登路都子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２３号
栃木県宇都宮市城南２丁目２番４号
債務者　三上　和男
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６５号
栃木県日光市湯西川137番地２　仲内住宅Ａ棟６、前住所栃木県日光市湯西川599番地伴久マンション302号
債務者　木谷　俊明
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６８号
栃木県矢板市荒井616番地　荒井市営住宅55号
債務者　青木　二男
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８７０号
栃木県宇都宮市中里町207番地４、前住所東京都中央区八丁堀３丁目22番３号　Ｔ・Ｙ・Ｔ202
債務者　安齋　裕一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第７３６号
さいたま市大宮区高鼻町２丁目163番地１
破産者　株式会社だいしん
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第４４８号
熊本県水俣市南福寺１番71号
破産者　原精機産業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２３００号
札幌市手稲区曙11条２丁目３番40号
破産者　有限会社カネタカ高橋商事
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１４号
川崎市高津区末長532番地１　グランドール梶ヶ谷108
破産者　ヒューマンライフ株式会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７２８号
名古屋市中川区吉津５丁目823番地
破産者　株式会社ＴＳＥ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
三重県四日市市馳出町２丁目23番地１
破産者　松永　完志
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
三重県桑名市長島町杉江571
破産者　山俊工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
三重県いなべ市北勢町東村1399番地
破産者　坂口まゆみ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
神戸市中央区旭通３丁目５番７号
破産者　株式会社関西インテリア
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４８号
茨城県つくば市花室788番地３
破産者　有限会社ＴＩサービスａｎｄテクノロジー
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３６９号
京都市北区大宮釈迦谷４―13
破産者　有限会社アビィロード
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４２号
京都市右京区西院六反田町21番地アメニティー京都一番館１Ｄ号室
破産者　株式会社窪田デザイン
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
住民票上の住所兵庫県神戸市北区有野中町２丁目３番９―701号
破産者　大柿　喜信
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部